

## 簡易専用水道の設置者の皆様へ

### ◎簡易専用水道とは？

ビルやマンションなどで水圧が不足するところや一時的に大量の水を使用するところで使用され、水道局からの水のみをいったん受水槽に受けてポンプで直接建物へ給水する方式、あるいは受水槽からポンプで高置水槽に送って給水する方式の水道のうち、**受水槽の有効容量が10立方メートルを超えるものをいいます。**

ただし、水道法第3条第7項に規定される「専用水道」は除外されます。

※なお、有効容量とは、「上端はボールタップ、電極等により設定された位置から、下端は揚水管管端部まで、受水槽において適正に利用できる容量」をいい、総容量とは異なります。

豊中市では、簡易専用水道の適正な管理運営を図るため、「豊中市簡易専用水道管理運営指導要綱」を定めています。この要綱で簡易専用水道の設置者が順守しなければならない事項は次のとおりです。

### ◎届出事項（◆給水開始◆届出事項変更届◆休・廃止届）

次の事項について保健所に届出をして下さい。

○簡易専用水道を使用して給水を開始したときは、速やかに「**簡易専用水道給水開始届**」によって豊中市保健所長に届け出て下さい。すでに給水をしている場合でも、届出がなされていないときは、同様に届け出て下さい。

○譲渡、売買、相続、他界等の理由により届け出ている設置者及び管理者が変更した場合及び施設等の給水開始届の届出事項に変更が生じた場合（例：施設名称、受水槽の構造・有効容量等）は、変更の届出が必要です（「**簡易専用水道届出事項変更届**」）。

○簡易専用水道を休止した場合は休止の届出、廃止した場合（例：直圧切替等）や有効容量を減らしたこと等により簡易専用水道に該当しなくなった場合は廃止の届出が必要です（「**簡易専用水道休・廃止届**」）。

### ◎報告（◆事故報告書）

次の事項について保健所に報告して下さい（「**水道事故報告書**」）。

○水質の異常により水質検査を実施した場合には、その水質検査結果を報告して下さい。

○汚染事故等により給水停止を行った場合は、その旨を報告して下さい。

○その他水道に関する事故が発生した場合は、その旨を報告して下さい。

## ◎管理基準

簡易専用水道の設置者はその水道の利用者が安心して利用できる水を供給するため、次の管理基準に従って管理しなければなりません。（水道法第34条の2第1項）

〈水槽の清掃〉 受水槽、高置水槽等の清掃を年1回以上定期的に行ってください。

〈施設の点検〉 水槽その他の施設の状況を点検し、有害物や汚染等による水の汚染防止措置を講じて下さい。

〈水質の検査〉 蛇口等から出る水の色、濁り、におい、味に異常を認めたときには、必要項目について水質検査を行ってください。また、水による健康被害の恐れがあることを知った際には直ちに給水を停止するとともに、その水の使用が危険である旨を利用者に周知し、さらに保健所や市町村水道部局にも通報して下さい。

〈書類の保存〉 施設の配置・給水系統等の図面、貯水槽の清掃記録、定期検査・水質検査の記録などの書類を整理保存して下さい。保存期間は、施設の配置・給水系統等の図面は永年、その他の管理記録は3年間です。

## ◎登録機関による定期検査（いわゆる「法定検査」）

簡易専用水道の設置者は、国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関に依頼して、1年以内ごとに1回、定期検査（施設の外観検査、給水栓における水質検査、書類検査等）を受けなければなりません。検査機関等については豊中市保健所保健安全課生活衛生係にお問い合わせいただくか、豊中市ホームページ「貯水槽水道の衛生管理について」の「登録検査機関による定期検査（法定検査）の受検」若しくは環境省ホームページ「検査機関」の「簡易専用水道検査機関」をご覧ください。

豊中市保健所保健安全課生活衛生係  
〒561-0881 豊中市中桜塚4-11-1  
電話 06-6152-7321  
FAX 06-6152-7328